

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人教員研修センター)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(財)衛星通信教育振興協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	衛星放送等業務(各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(第1回中堅))一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月8日	1,318,800	随意契約	本件は、教育委員会等に対する衛星通信(エネット)を利用した放送を中心とする業務である。当該協会は衛星通信(エネット)事業に関して最も豊富な実績とノウハウを蓄積している団体であることから随意契約とした。 (教員研修センター会計規程第41条第1項第一号)	その他	平成19年度競争入札に移行済		
2	(財)衛星通信教育振興協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	衛星放送等業務(各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(第1回校長・教頭等))一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年6月19日	1,095,150	随意契約	同上	同上	同上		
3	(財)衛星通信教育振興協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	衛星放送等業務(各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(第2回中堅))一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年6月28日	1,128,750	随意契約	同上	同上	同上		
4	(財)衛星通信教育振興協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	衛星放送等業務(生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修)一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年6月30日	3,631,250	随意契約	同上	同上	同上		
5	(社)全国工業高等学校校長協会 東京都千代田区富士見1-5-6	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(情報)一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月25日	1,653,500	随意契約	本件業務を適切に実施するためには、産業教育等に関する国の政策的なニーズに即した事業計画に基づき、必要な設備等が整備された環境の下、産業教育等の目的及びその研修の在り方を十分に熟知した当該分野における我が国の第一人者が本研修に携わることが必要である。このため、委託先となる相手方が限定されることから随意契約とした。 (教員研修センター会計規程第41条第1項第一号)	見直の余地あり	企画競争に移行(平成20年度)		
6	(社)全国工業高等学校校長協会 東京都千代田区富士見1-5-6	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(工業)一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年6月7日	2,169,090	随意契約	同上	同上	同上		
7	全国高等学校校長協会 東京都千代田区富士見1-5-6	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(家庭)一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月9日	1,461,730	随意契約	同上	同上	同上		

8	全国農業高等学校長協会 東京都渋谷区丸山町2-20	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修（農業）一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月17日	1,030,790	随意契約	同上	同上	同上		
9	国立大学法人茨城大学 茨城県水戸市文京2-1-1	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修（技術）一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月9日	1,003,300	随意契約	同上	同上	同上		
10	国立大学法人滋賀大学教育学部 滋賀県彦根市馬場1-1-1	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修（技術）一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月9日	1,377,840	随意契約	同上	同上	同上		
11	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修（技術）一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月9日	1,005,845	随意契約	同上	同上	同上		
12	国立大学法人宮城教育大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149	産業技術・情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修（技術）一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年5月9日	1,767,841	随意契約	同上	同上	同上		
13	国立大学法人秋田大学 秋田県秋田市手形学園町1-1	教員研修モデルカリキュラム開発一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,710,000	企画競争・公募	本事業は、10年経験者研修等の教員研修について各教育委員会に参考例として提示するためのモデルカリキュラムを大学と教育委員会の連携の下に開発を委託するものである。事業の実施に際し「モデルカリキュラム開発企画」の公募を行い、選考委員会の審査を経て本企画を選定した。本企画を具現化できる者は、企画を提出した者に限られるため随意契約とした。 （教員研修センター会計規程第41条第1項第一号）	その他	従前より企画競争実施済		
14	国立大学法人岩手大学 岩手県盛岡市上田3-18-8	教員研修モデルカリキュラム開発一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,724,000	企画競争・公募	同上	同上	同上		
15	国立大学法人金沢大学 石川県金沢市角間町	教員研修モデルカリキュラム開発一式	（独）教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,000,000	企画競争・公募	同上	同上	同上		

16	国立大学法人岐阜大学 岐阜県岐阜市柳戸1-1	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
17	国立大学法人京都大学 京都市左京区吉田本町	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
18	国立大学法人群馬大学 群馬県前橋市荒牧町4-2	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,628,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
19	国立大学法人静岡大学 静岡県静岡市駿河区大谷836	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,597,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
20	国立大学法人信州大学 長野県松本市旭3-1-1	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
21	国立大学法人富山大学 富山県富山市五福3190	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,998,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
22	国立大学法人名古屋大学 愛知県名古屋市中種区不老町	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,985,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
23	国立大学法人兵庫教育大学 兵庫県加東郡社町下久米942-1	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		
24	国立大学法人広島大学 広島県東広島市鏡山1-3-2	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上		

25	国立大学法人福岡教育大学 福岡県宗像市赤間文教町1-1	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,000,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上			
26	国立大学法人北海道教育大学 札幌市北区あいの里5条3-1-3	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	2,957,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上			
27	国立大学法人北海道教育大学 札幌市北区北17条西8丁目	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	3,910,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上			
28	国立大学法人宮城教育大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149	教員研修モデルカリキュラム開発一式	(独)教員研修センター 理事長 遠藤純一郎	平成18年4月3日	4,006,000	企画競争 ・公募	同上	同上	同上			
合計					78,158,886							0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」